

平成 29 年 5 月 8 日  
政 策 統 括 官**第 40 回 国土交通省政策評価会の開催**  
～平成 29 年度取りまとめ政策レビューの取り組み方針等について審議～

国土交通省では、5 月 12 日に第 40 回国土交通省政策評価会（座長：慶應義塾大学総合政策学部 上山信一 教授）を開催し、平成 29 年度取りまとめ政策レビューの取り組み方針等について審議を行います。

国土交通省では、「国土交通省政策評価基本計画」等に基づき、積極的に政策評価を推進しております。

この中で、政策レビューは実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括して対象とし、それらが目的に照らして所期の効果をあげているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見するものです。

この度、平成 29 年度中に取りまとめる政策レビューテーマについて審議を行うため、第 40 回国土交通省政策評価会を以下のとおり開催することといたしましたので、お知らせいたします。

日時：平成 29 年 5 月 12 日（金）15 時 30 分から 17 時 30 分まで

場所：中央合同庁舎 3 号館国土交通省 11 階特別会議室（東京都千代田区霞が関 2-1-3）

議題（予定）：平成 29 年度取りまとめ政策レビューの取り組み方針について 等

- ① 津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策について
- ② 離島地域における振興施策
- ③ 海運からの温室効果ガス排出削減策
- ④ 総合物流施策大綱（2013～2017）

**その他**

- ・会議は公開にて行います。
- ・傍聴を希望される方は、別紙により申し込みが必要です。
- ・取材等の写真撮影は、議事に入るまでの冒頭のみとします。
- ・会議資料及び議事録については、後日下記 URL にて公表します。

[http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu\\_hyouka\\_fr\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000003.html)

**（問い合わせ先）**

国土交通省政策統括官付政策評価官室 政策評価企画官 竹田（内線：53405）

評価第二係長 山崎（内線：53414）

TEL：代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8807 FAX：03-5253-1708

(別紙)

■傍聴の申し込み手順について

1. 傍聴をご希望の方は、平成 29 年 5 月 10 日（水）17 時 00 分までに、ご氏名、ご職業（お勤めの方は勤務先）、ご連絡先（電話番号、FAX 番号及び E メールアドレス等）を明記の上、E メール又は FAX で、下記連絡先に事前登録してください。  
※車椅子をお使いになれる方はその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合はその方のお名前もお書き添えください。
2. 傍聴希望者多数の場合は抽選により傍聴者を決めさせていただきますので、あらかじめご了承ください。傍聴可能な方には、お申込みいただいた連絡方法（E メール又は FAX）によりご連絡を差し上げますので、当日、当室から傍聴可能と連絡した FAX 又は Eメールの写しをお持ちください。傍聴できない方には、傍聴できない旨のご連絡をいたします。
3. 傍聴に当たっては、別記の留意事項をお守りください。お守りいただけない場合は、退室していただくことがあります。
4. 傍聴可能な方については、入館登録の手続きをさせていただきます。入館の際には、身分証明書をご持参の上、3 号館受付でお名前をお申し出ください。

■連絡先

国土交通省政策統括官付政策評価官室 山崎  
E-mail yamasaki-a22aa <@> mlit.go.jp  
FAX : 03-5253-1708

※Eメールの場合は、タイトルを「第 40 回政策評価会傍聴希望」としてください。  
※送信の際には、<@> を@に置き換えてください。

(別記)

■傍聴にあたっての留意事項

1. 傍聴は、指定された場所で行います。
2. 携帯電話、PHS、ポケベルについては、必ず電源を切るか、呼び出し音を消音してください。
3. 静粛に傍聴し、喧噪にわたる行為は行わないようお願いします。
4. 会議中の撮影、録音はご遠慮ください。
5. 会議開始 5 分前までに入室願います。
6. 会議中の入退出は、止むを得ない場合を除き、ご遠慮ください。
7. 遅刻された場合の入室は、固くお断りいたします。
8. 会議の進行を妨げる行為は行わないようご注意ください。
9. その他、国土交通省職員の指示に従うようお願いします。